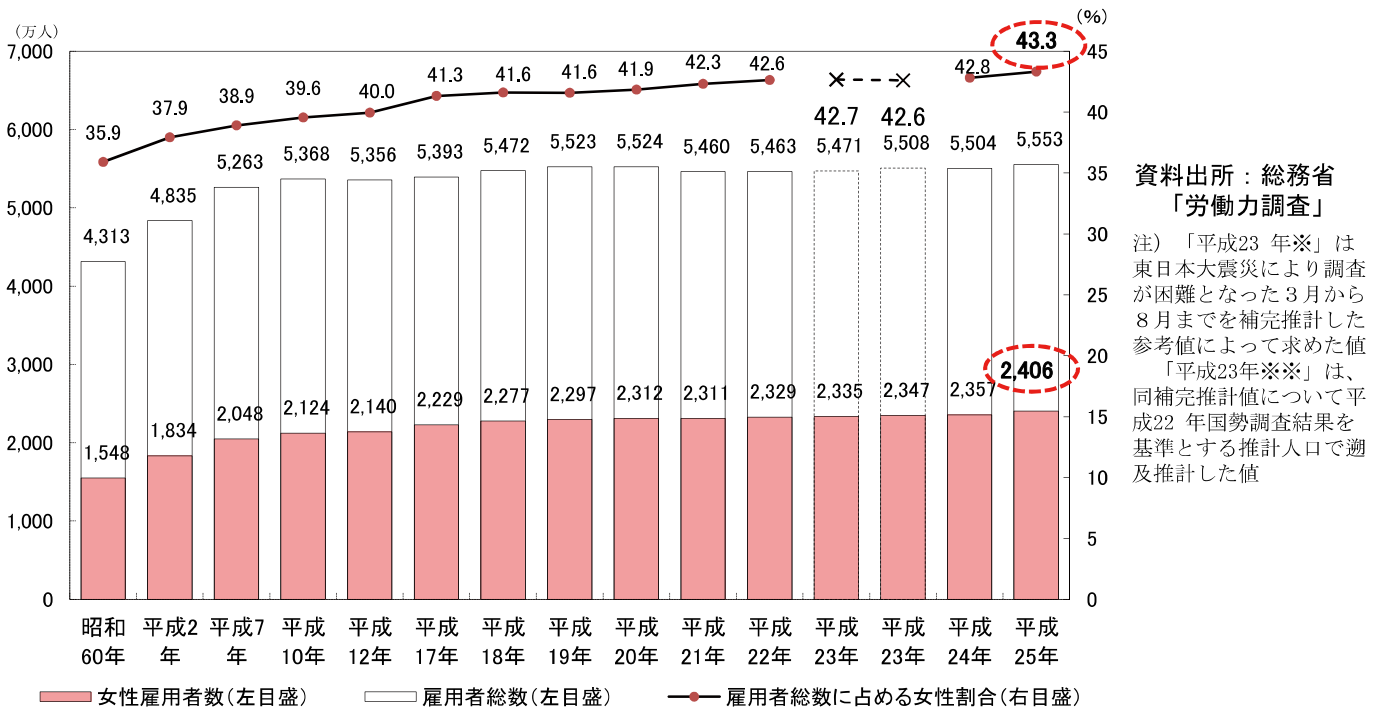


Ⅲ 資料編

1 働く女性の現状について

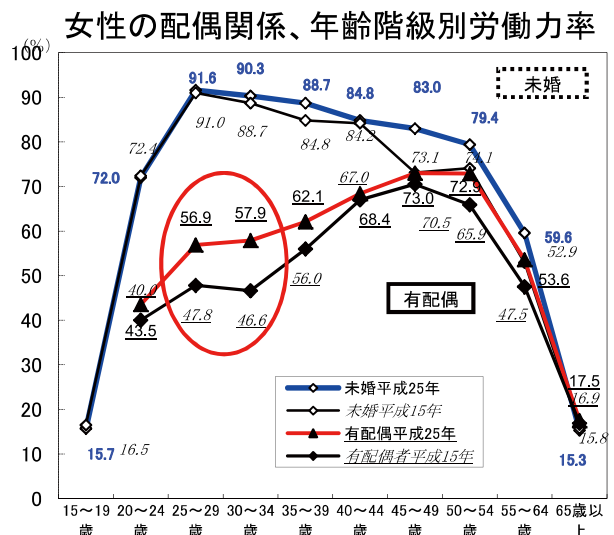
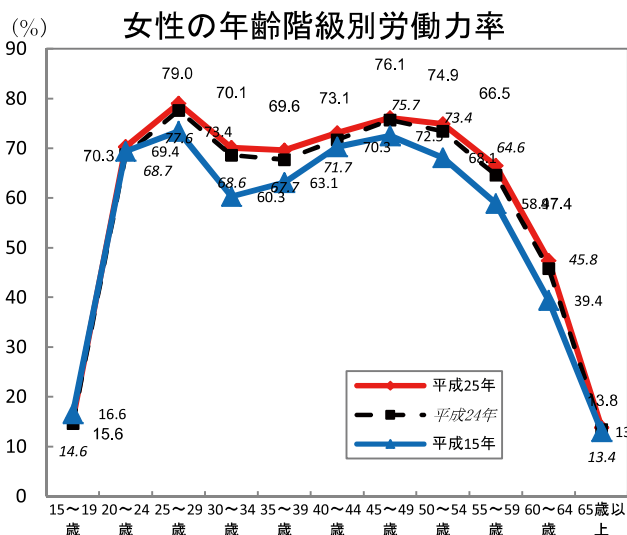
雇用者数の推移

- 平成25年の女性雇用者数は2,406万人。
雇用者総数に占める女性の割合は43.3%となっている。



女性の労働力率の変化（全体と配偶関係別）

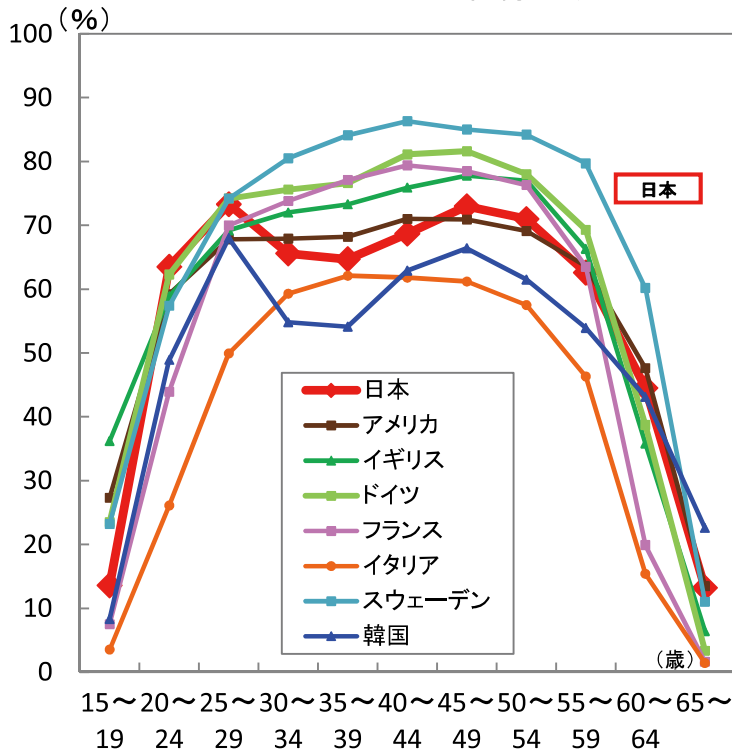
- 女性の年齢階級別の労働力率はM字型を描いている。
- 10年前と比べると多くの年齢階級で労働力率は上昇している。
- 10年前と比べると未婚者に大きな変化はないが、有配偶者の「25～29歳」、「30～34歳」の上昇幅大



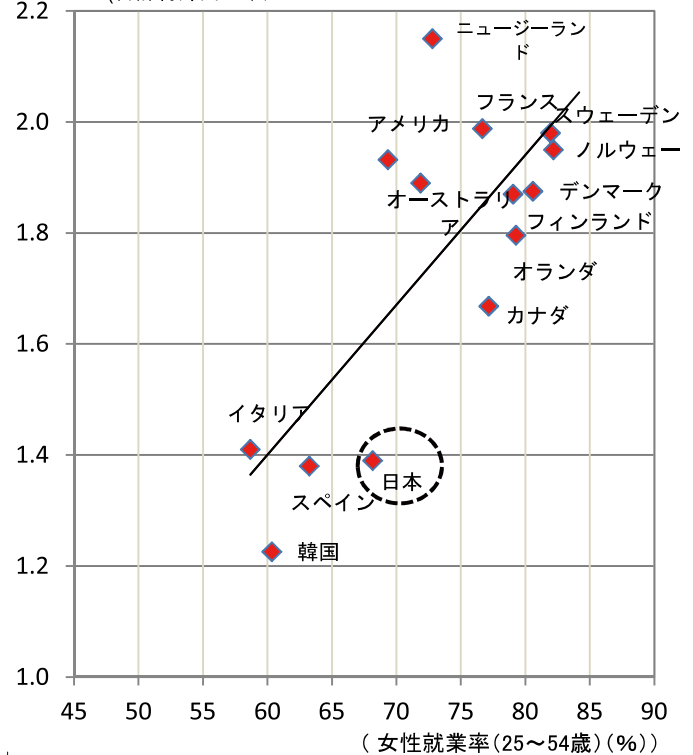
資料出所：総務省「労働力調査」

- 日本の女性の就業率は、先進国に比べるとM字カーブの傾向が顕著である。
- 女性の社会進出が進んでいる国ほど、合計特殊出生率も高い傾向にある。

就業率(2012年)の国際比較



各国の合計特殊出生率と女性就業率(2010年)
(合計特殊出生率)



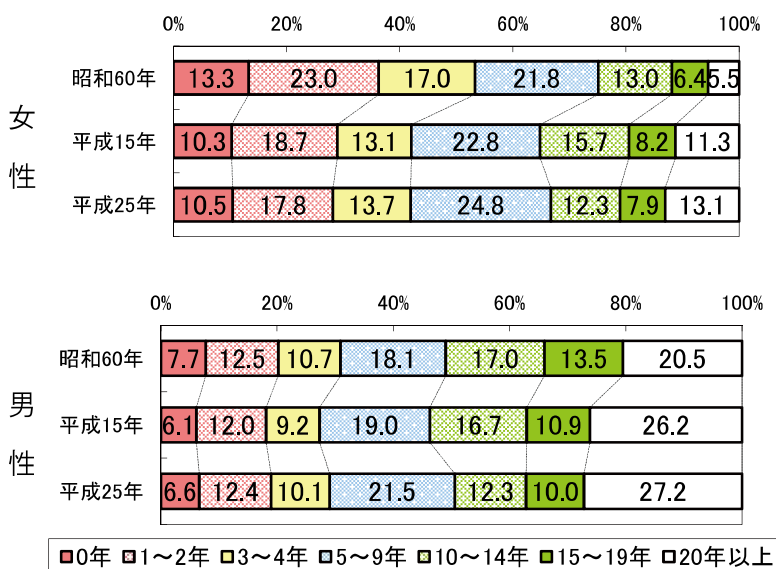
資料出所：(独) 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2014」
注) アメリカ、イギリス、スウェーデンの「15~19」は「16~19」のデータ、
スウェーデンの「65~」は「65~74」のデータである。

資料出所：OECD Family database

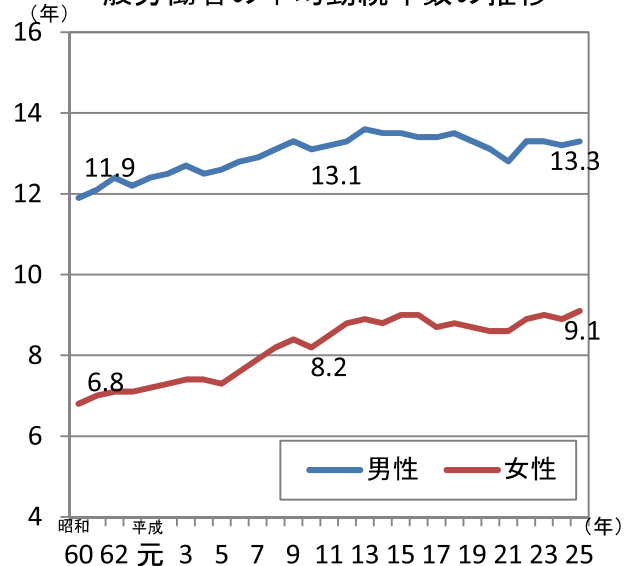
勤続年数

- 女性一般労働者の継続就業は進んでいるが、平均勤続年数は男性よりいまだ短い。
(平成25年の平均勤続年数は男性13.3年に対して女性9.1年)

勤続年数階級別一般労働者構成比の推移



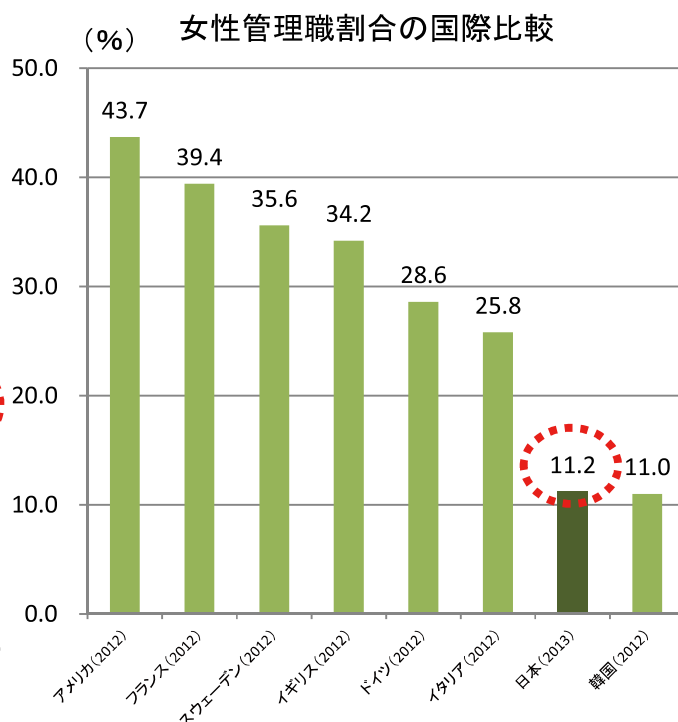
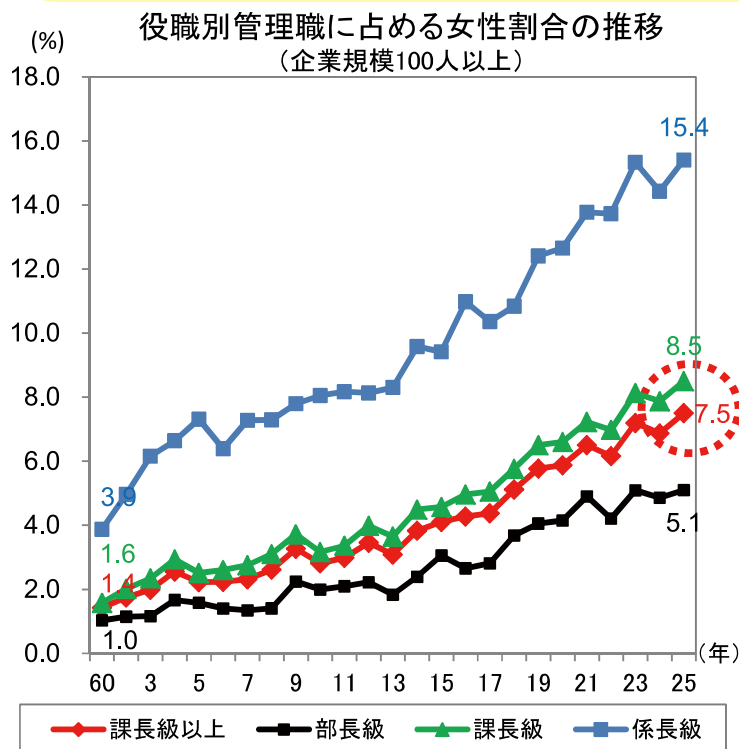
一般労働者の平均勤続年数の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

管理職に占める女性

- 管理職に占める女性の割合は長期的には上昇傾向にあるが、国際的に見ると依然その水準は低い傾向にある。

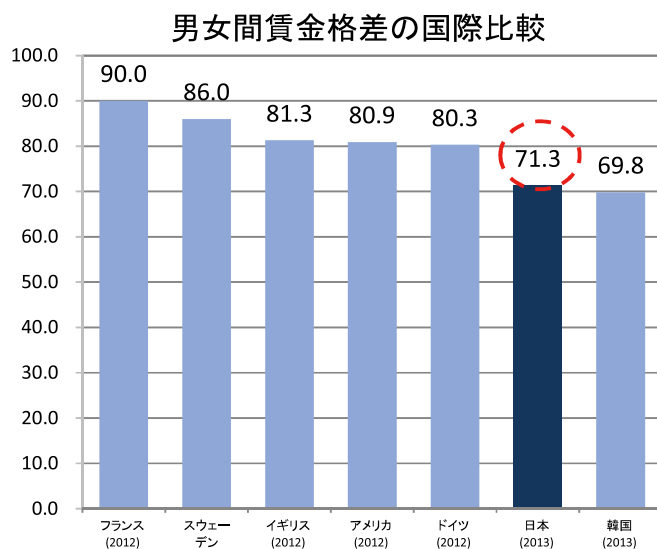
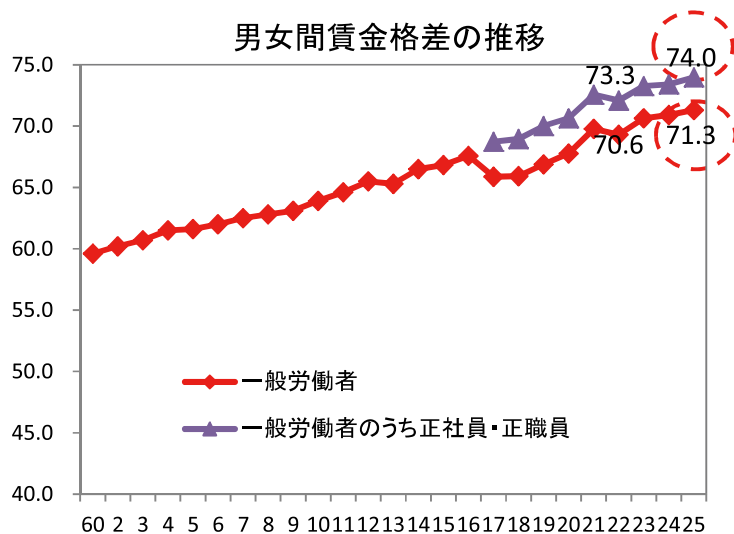


資料出所：日本：総務省統計局「労働力調査」、
その他：(独) 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2014」

- 注1) 日本の分類基準 (ISCO-68) と日本以外の国の分類基準 (ISCO-88) が異なるので、単純比較は難しいことに留意が必要。
2) ここでいう「管理職」は、管理的職業従事者 (会社役員や企業の課長相当職以上や管理的公務員等) をいう。
3) 割合は、管理的職業従事者のうち女性の占める割合。

男女間賃金格差

- 男女間賃金格差は長期的には縮小傾向にあるが、国際的に見ると依然その水準は低い。



資料出所：日本：厚生労働省「平成25年賃金構造基本統計調査」、
その他：(独) 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2014」

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

2 ポジティブ・アクションに取り組むメリット

女性従業員の継続就業は、企業、労働者、社会それぞれにメリットがあります。

【企業】 女性が出産後も継続就業した場合の方が、退職した場合より企業のコスト負担は小さい

従業員1,000人以上の企業の場合

A【退職の場合】 女性従業員（29歳・大卒）が退職し、3カ月後に中途採用者を補充。補充までは同僚従業員が退職者の業務を残業で補う。

万円

投入コスト	437
欠員補充までの同僚の残業代	140
中途採用者の採用・研修関係費	80
中途採用者給与	201
その他	16
節約コスト	335
退職者に支払うはずだった給与等	335
純コスト	102

B【継続就業の場合】 Aの従業員が就業を継続、育児休業（1年と6週間）を取得後、短時間勤務を3年間行う。育児休業および短時間勤務期間は、同僚従業員が残業で補う。

万円

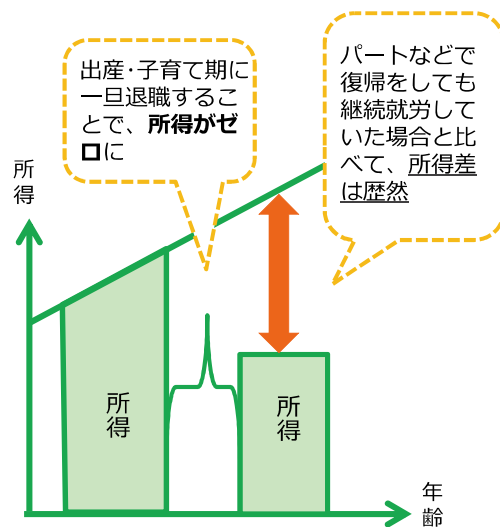
投入コスト	1,087
休業期間中の同僚の残業代	629
短時間勤務期間中の同僚の残業代等	426
その他	32
節約コスト	1,004
休業期間中の給与等	602
短時間勤務期間の中給与等	402
純コスト	83

出典：平成20年4月9日発表「企業が仕事と生活の調和に取り組むメリット」
男女共同参画会議 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会

【労働者】 いったん退職してしまうと、生涯賃金に大きな差が出る

大学卒業後、22歳時に就職、28歳で第一子、31歳で第二子を出産と仮定。

	生涯所得 (退職金含む)	逸失額
育児休業を利用せず、60歳まで継続就業した場合	2億7,645万円	—
育児休業を1年間利用した場合 (それまでの給与の4割を支給したと仮定)	2億5,737万円	1,908万円
出産退職後、第二子が6歳になった37歳時に他企業に正社員として再就職した場合	1億7,709万円	9,936万円
出産退職後、第二子が6歳になった37歳時にパート・アルバイトとして再就職した場合	4,913万円	2億2,732万円



出典：内閣府「平成17年国民生活白書」
生涯所得は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（2003）に基づいて計算。

【社会】 女性就業希望者が全員就業すると、GDPが1.5%増加する

女性就業希望者は
全女性就業者
(2,641万人)
の約1割

女性就業希望者
(342万人) が
全員就業

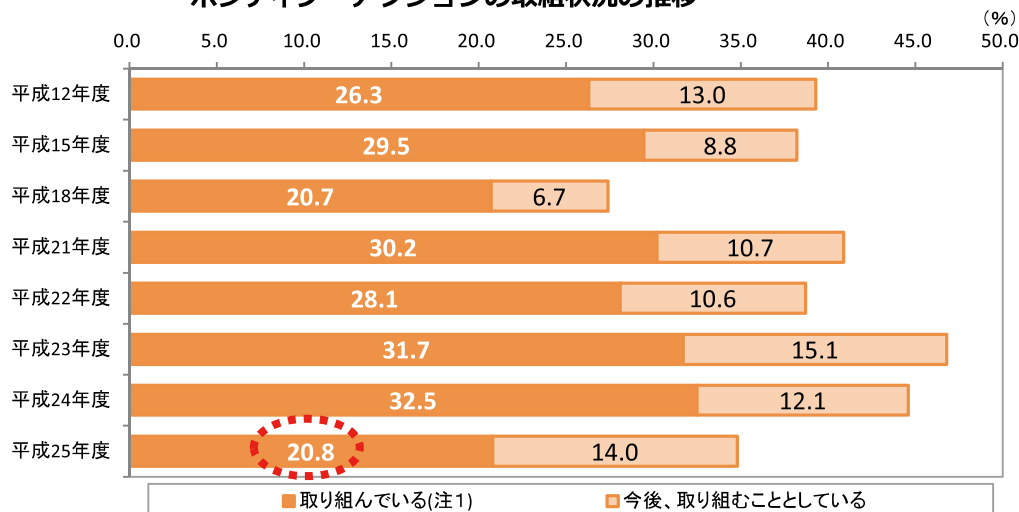
雇用者報酬総額は、
7兆円 (GDP水準の
約**1.5%**)程度増加

出典：男女共同参画会議基本問題影響調査専門調査会「女性の活躍による経済社会の活性化（中間報告）平成23年7月」

3 ポジティブ・アクションの取組状況

ポジティブ・アクションの取組状況をみると、「取り組んでいる」は20.8%、「今後、取り組むこととしている」は14.0%であるが、企業規模が小さいほどその割合は低い。

ポジティブ・アクションの取組状況の推移



目標値

(子ども・子育てビジョン、第3次男女共同参画基本計画)

ポジティブ・アクション取組企業の割合

32.5 %

(平成24年度)

↓

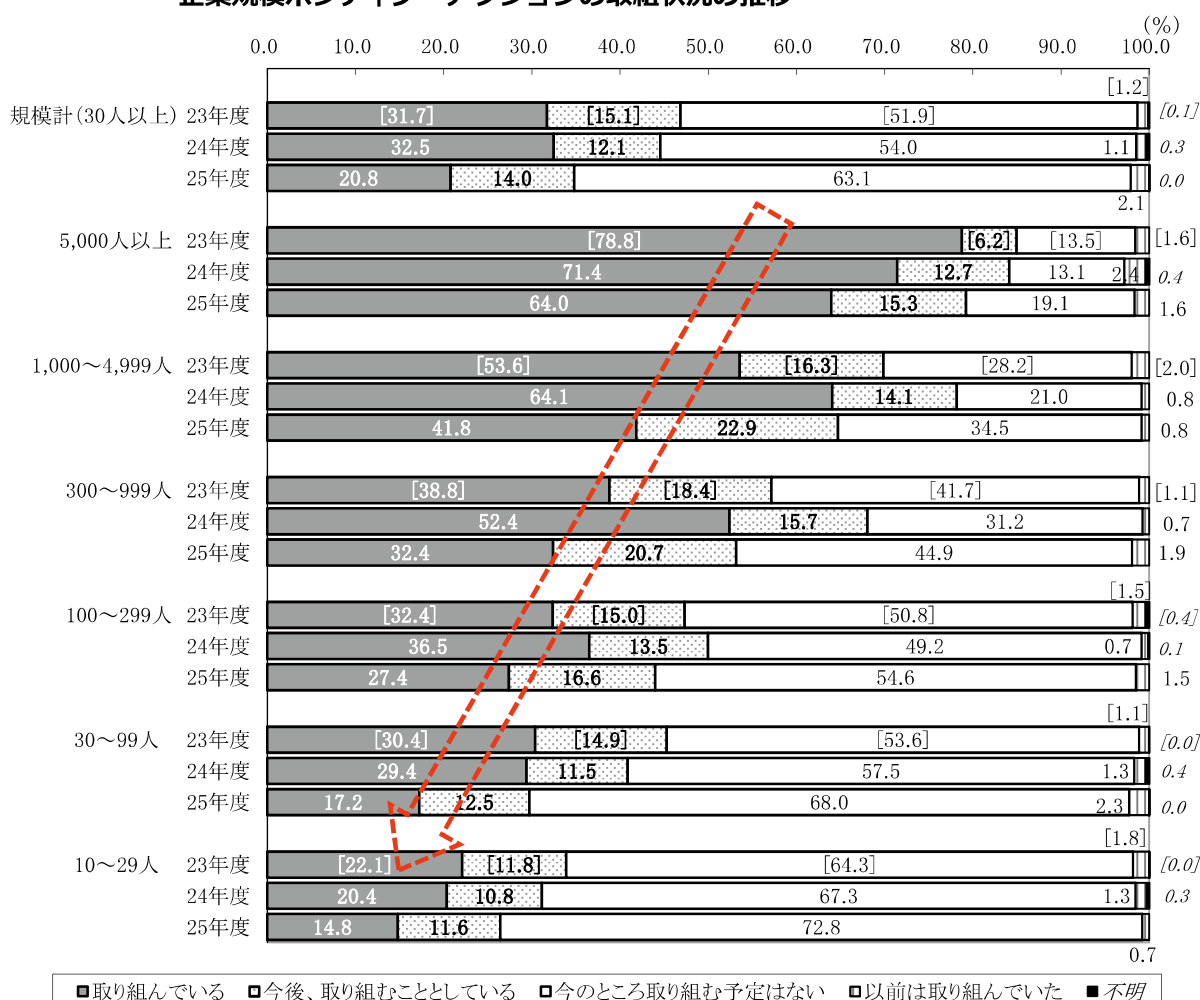
40%超

(平成26年度)

資料出所：厚生労働省「雇用均等基本調査」

- 注) 1) 平成12年度は「既に取り組んでいる」、平成15年度は「平成11年度以前より取り組んでいる」及び平成11年度以降から取り組んでいる」の計。
 2) 「今後の予定については、わからない」については平成15年度までは「わからない」という選択肢。平成21年度は選択肢から削除した。
 3) 左のグラフは常用労働者30人以上規模の企業の集計結果である。
 4) 平成18年度以前は「女性雇用管理基本調査」の名称で実施していた。

企業規模ポジティブ・アクションの取組状況の推移



注) 平成23年度の[]内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

**ポジティブ・アクション
普及促進の
シンボル
マーク**

シンボルマーク「きらら」

ポジティブ・アクションの頭文字「P」と「a」を組み合わせ、創造と活力あふれる女性の姿をデザインしています。女性がいきいきと活躍し、夢と希望で瞳がきらきらと輝きを増すように「きらら」と名付けました。



このシンボルマークは、職場での女性の活躍を推進する取組である「ポジティブ・アクション」への関心、認知度を高め、社会気運の醸成を図るために作成されました。

企業や労使団体の皆さまには、この取組にご賛同いただき、さまざまな場面でご活用ください。

【シンボルマークの活用例】

- 社員の理解促進のため、社内報にシンボルマークを掲載し、ポジティブ・アクションの取組を紹介する
- 企業の取組アピールのため、募集要項や会社案内、企業のホームページに入れる
- 企業のイメージアップアップを図るため、商品や名刺などに入れる

シンボルマークのダウンロードはこちらです。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000004eod.html>

ポジティブ・アクションに関するお問い合わせは **都道府県労働局雇用均等室** へ

[受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）]

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	石 川	076-265-4429	岡 山	086-224-7639
青 森	017-734-4211	福 井	0776-22-3947	広 島	082-221-9247
岩 手	019-604-3010	山 梨	055-225-2859	山 口	083-995-0390
宮 城	022-299-8844	長 野	026-227-0125	徳 島	088-652-2718
秋 田	018-862-6684	岐 阜	058-245-1550	香 川	087-811-8924
山 形	023-624-8228	静 岡	054-252-5310	愛 媛	089-935-5222
福 島	024-536-4609	愛 知	052-219-5509	高 知	088-885-6041
茨 城	029-224-6288	三 重	059-226-2318	福 岡	092-411-4894
栃 木	028-633-2795	滋 賀	077-523-1190	佐 賀	0952-32-7218
群 馬	027-210-5009	京 都	075-241-0504	長 崎	095-801-0050
埼 玉	048-600-6210	大 阪	06-6941-8940	熊 本	096-352-3865
千 葉	043-221-2307	兵 庫	078-367-0820	大 分	097-532-4025
東 京	03-3512-1611	奈 良	0742-32-0210	宮 崎	0985-38-8827
神奈川	045-211-7380	和歌山	073-488-1170	鹿児島	099-222-8446
新 潟	025-288-3511	鳥 取	0857-29-1709	沖 縄	098-868-4380
富 山	076-432-2740	島 根	0852-31-1161		

厚生労働省のホームページでは、メールによる質問も受け付けています。<https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

平成26年10月作成 パンフレットNo.16